

訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直し等を求める意見書

令和6年度介護報酬の改定に当たり、政府は訪問介護の処遇改善加算について高い加算率に設定したとする一方、訪問介護の基本報酬を引き下げた。

厚生労働省は引下げ理由として、訪問介護の利益率がほかの介護サービスより高いことを挙げたが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、中山間地が多く、小規模事業所や移動時間のかかる事業者が多い本市の実態には当てはまらない。

介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられている上に、移動が必要な訪問介護には、移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情がある。また、厚生労働省が説明している介護職員の処遇改善加算では、物価高騰等に伴う事業所の厳しい経営の改善が図られる制度改正にはなっていない。

このままでは介護事業所の閉鎖や小規模事業者の倒産に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがあるなど、訪問介護の基本報酬の引下げによって、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きかねない。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を速やかに講ずるよう強く要請する。

記

- 1 在宅介護の基盤を存続させるため、3年の改定期間を待たず早急に訪問介護の基本報酬引上げを行うこと。
- 2 訪問介護事業所の経営難の原因の一つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。
- 3 中山間地域の訪問介護事業者に対するさらなる支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

岩 国 市 議 会